　事務連絡

令和6年2月14日

多面的機能支払交付金活動組織　各位

魚沼市産業経済部農政課長

多面的機能支払交付金制度

令和６年度以降の**キャッシュレス決済の対応**について（御案内）

　日頃より、標記事業に御尽力いただきありがとうございます。

　標記につきまして、これまでキャッシュレス決済（クレジットカード利用）は原則不可としていましたが、**下記の条件を満たした場合に限り、令和６年度からキャッシュレス決済が可能となります**ので御案内します（積極的なキャッシュレス決済の運用を促すものではありません）。

　組織においては、必要に応じて令和５年度の総会等に諮り、合意を得るようにしてください。

記

１　キャッシュレス決済が可能な場合

活動組織の構成員が、共同活動に必要な「資機材の購入等」（※１）に要する費用を個人で立替えて支出する場合、キャッシュレス決済の利用が可能となります。

|  |
| --- |
| ※１ 活動に必要なお茶代、忌避剤や除草剤、草刈刃、機械保険料等、キャッシュレス決済が  ある程度普及していると判断されるもの。ただし、活動参加者に支払う日当や借上費、外注の工事費等の支払は含まれない。 |

２　キャッシュレス決済を可能とする条件

次のことについて、**組織内で合意（承認）が得られて、運用された場合に可能**となります。なお、総会等に諮り合意を得られた記録や提示した資料は確実に残しておき、実績報告書に添付してください。

（１）利用時に発生するポイントの帰属先（誰のものか）を定め、合意を得てください。

（２）ポイントを個人に帰属することとした場合、**一人当たりのキャッシュレス決済年間利用**

**上限額を設定**し、合意を得てください。

　→ 「上限額」の考え方に根拠を用意してください。

　（例）発生する年間累計ポイントが、購入・発注等の労力に相当する日当以下である。

　　　　（組織規約の日当が1,000円/時間なので、上限を1,000ポイント（1ポイント＝1円の場合）とする、など）

（３）活動上、高額な立替えをせざるを得ない場合は、現金払や銀行振込など、**ポイントが発**

裏面あり

**生しない他の手段で行う**よう努めてください。

（４）利用時に発生したポイントが必要以上に多い場合（※２）など、個人に帰属させることが不適当と判断される場合は、ポイントを活動組織の共同活動に要する費用に充てるよう努めてください。

→ ポイントを共同活動費の一部に充てた場合、充てたポイント分は本交付金による精算の対象とはなりません。また、**ポイント利用分は金銭出納簿で収支を管理する必要はありません。**。



（ポイント利用によって値引きとなった後の金額について、交付金で購入するイメージ）

|  |
| --- |
| ※２ ただちに使用するものではない資機材等を、意図的にポイントが多く発生する日に繰り  返し購入するなど、交付金によって利益を得ようとするような行動。  また、日常的にポイントを共同活動に要する費用に充て、金銭出納簿の管理が煩雑になるような行動も避けてください。 |

（５）キャッシュレス決済であっても、立替えを行った際は、証拠書類として、構成員が立替

えて支出した際の領収書や決済の資料等、支払を証明する書類及び活動組織が構成員に支払った際の領収書を保管してください。

（６）原則として、年度内（4/1～3/31）に支払（引落）が完了している必要があります（単年度決算が原則のため。４月に支払（引落）が発生する３月の利用は控えてください。計画的なキャッシュレス決済に努めてください）。

（７）実際にキャッシュレス決済を行う場合は、組織において発生ポイントの管理を行う必要

　　　はありません。ただし、不自然・不適切な利用が疑われた場合に確認できるように、利用者において発生したポイントの管理を行うようにしてください。

（補足）立替払い（キャッシュレス決済でも現金払いでも）をした協定員に対し、共同活動費からの立替分の支払は、現金（口座振込含む。この場合の振込手数料は別途計上可）に限ります。ポイントや金券類等にして支払うことはできません。

総会に諮る際に用意する資料の例を作成しましたので、御活用ください（データ提供可）。

お問い合わせは：魚沼市農政課　野沢・岡部

　〒946-8601　新潟県魚沼市小出島910

　　TEL 025-793-7647　　FAX 025-793-1016　e-mail:nousei@city.uonuma.lg.jp